

宮城県公社等外郭団体自立経営ガイドライン

第1 趣旨

本ガイドラインは、宮城県の公社等外郭団体への関わり方の基本的事項を定める条例（以下「条例」という。）第2条で定める公社等外郭団体（以下「公社等」という。）が、取り巻く社会環境の変化に対応しながら、複雑化する地域課題や多様化する県民ニーズに的確に応えたサービスを、自立かつ安定的な経営基盤で持続的に提供していくことができるよう、自立推進に向けた基本的な考え方と取組の方向性等について定めたものである。

第2 対象となる公社等

このガイドラインは、条例第2条各号で規定する公社等で知事が指定する団体を対象とする。

第3 公社等の自立的運営に係る基本的な考え方

公社等は、社会経済情勢の変化を踏まえて、自らの公益的使命、役割、事業の在り方等について検証を重ねながら、その達成に向け経営方針を明確にするとともに、県民福祉の更なる向上につながる事業を、県と役割分担しながら、効率的かつ効果的に実施する。公社等は効率的・効果的な事業が実施できるよう、自立した安定的な経営基盤の確立、組織運営体制の強化・充実及び透明性の確保に努めるものとする。

第4 公社等の自立的運営に向けた取組の方向性

1 公益的使命、役割等の検証及び見直し

公社等は、社会経済情勢の変化を踏まえ、県や民間企業と同様に社会的主体として自らの使命・役割について検討し、その達成に向けた経営を行う必要があることから、次の(1)～(3)の観点から定期的な検証や必要な見直しを行う。

検証の結果、公益的使命や事業の意義及び必要性が薄れている場合は、公社等の在り方について、統合や法人形態の転換等を含む抜本的な運営の見直しを行う。

(1) 公益的使命、存在意義の見直し

- ・ 設立目的が社会経済情勢の変化により希薄化していないか
- ・ 設立目的を達成済みではないか
- ・ 公益的使命、存在意義に変化はないか。変化している場合は、変化後の公益的使命、存在意義に対応できているか

(2) 既存事業の見直し、新規事業の実施

- ・ 社会経済情勢の変化により既存事業の意義が失われていないか
- ・ 意義が薄れた既存事業について適切に縮小、廃止しているか
- ・ 社会経済情勢の変化に対応した事業の拡大、新規事業の開拓等の検討がなされているか

(3) 公社等の組織の在り方を見直し

- ・ 統合や法人形態の転換等の必要性はないか

2 取組目標及び達成状況の明確化

公社等は、公益的使命・役割の達成に向け、経営方針及び取組目標を明確にし、職員に周知・浸透させるとともに、目標の達成状況を毎年度確認し、役員経営責任の明確化に努める。

また、公社等は、当該目標を第5の取組状況の報告と併せて、別に定める様式により、県に報告するものとする。

3 自立した安定的な経営基盤の確立

公社等は、県とともに行政課題の解決に向け、重要な役割を担う一方で、独立した事業主体でもあることから、その費用は経営に伴う収入をもって充てることが原則である。そのため、県補助金等に出来る限り頼ることのない団体運営のために、次の取組等の実施により、自立した安定的な経営基盤の確保に努めるものとする。

(1) 自主財源の確保

公社等は県の補助金等にできる限り頼らず、恒久的な自主財源を確保するため、各団体の特色を生かした収益事業の実施及び拡大、会費や寄附金等の独自収入の確保に努める。

(2) 事業の効率化及び経費の節減

公社等は、事業を安定して継続的に実施することで公共サービスを安定的に提供する必要があることから、事業の効率化や経費の節減に努めながら、次の観点から採算性を点検し、適宜見直ししながら事業を実施する。

- ・(効率性) 事業の利用者が少なくなっていないか
- ・(代替性) 類似事業を実施する民間企業や団体はないか
- ・(経費節減) 利用の少ないサービス契約等はないか
- ・(経費節減) 技術革新等により、更に安価に契約できるサービスはないか

(3) 財務の健全性の確保

公社等は、独立した事業主体として自立的な運営を行い、事業を安定して継続する必要があることから、別に定める経営評価シートの財務の健全性に関する指標を参考にしながら経営基盤の強化を図る。また、公社等は、株式などリスクの高い金融商品による運用が、経営の悪化を招くことのないよう、財産の元本確保を第一として安全性を重視した上で、より効果的な運用に努め、事務手続きや運用責任の所在など、資金運用体制を明確にする。

なお、物価、光熱費高騰等により厳しい経営環境を乗り越えるために必要な支援を県に求める場合は、期限及び目標を設定した上で必要最小限の内容とする。

(4) 経営健全化計画等の策定

経営状況の毎年度の報告に係る自己評価において、財務の健全性が低いと評価される公社で取組目標の未達が2年継続する場合は、必要に応じて中期経営健全化計画等を策定し、経営改善に向けた取組に注力する。

4 組織運営体制の強化・充実

公社等は独立した事業主体であることから、その運営は団体のプロパー職員により行われることが基本である。そのため、次の(1)から(5)の取組により県の人的援助に頼ることのない組織体制の整備に努める。

(1) 簡素で効率的な組織体制の確立

経営方針を明らかにするとともに、事業目的、事業内容の変化に的確に対応した簡素で効率的な組織を原則とし、スクラップ・アンド・ビルドによる見直しを図りながら、組織の肥大化を最大限抑制するよう努める。

(2) 役員数、役員報酬、充て職の見直し

役員数は、公社等の役割、事務の内容、組織・財政規模及び類似団体の状況等を踏まえた適正な数とし、常勤役員数が過大にならないよう努める。また、民間等経験者など、多様な人材の登用を図り、独立した事業主体として自立的な経営に努める。

役員報酬は、公社等の経営状況及び類似の団体の支給状況を参考に別途基準を定めて支給

することとし、取組目標の達成状況及び業績評価の結果等を反映した支給に努める。また、代表者への充て職は原則廃止し、代表者以外の役員への充て職も抑制に努める。

なお、県を退職した者が役員に就任する場合は、原則65歳を定年とする。

(3) 職員数の適正化

職員数は、経営状況及び事業量に見合った必要最小限の数とし、派遣職員や非常勤職員等を活用しながら計画的かつ適正な管理に努める。

(4) 人材育成の充実・強化

公社等は、実施事業に精通する人材とともにマネジメント業務を行う人材の育成に努め、県職員の派遣抑制に努める。

なお、県施策の推進等の観点から人的派遣が必要となる場合は、真に必要な期間を定めた上で県主務課と調整する。また、県職員の派遣を受ける場合は、原則として派遣終期を設定し、派遣期間が必要以上の期間とならないように留意する。

(5) デジタル化の推進

県民サービスの向上や事務の簡素化・効率化を推進するため、DXの検討・推進を行う組織の設置や担当者の配置等の取組を行い、デジタル技術の活用を努める。

5 透明性の確保

公社等は、事業を適切に実施する体制を確保するため、組織全般に係る内部統制及び個々の業務に係る内部統制の整備及び運用に努めるとともに、県民に対する説明責任を果たすため、次の(1)から(2)の取組を推進し、積極的に情報を開示する。

(1) 内部統制の強化

公社等は、職務権限や財務会計等の業務に必要な規定を整備し、自らの自律性を高めるとともに、内部牽制を図るために職務分掌や経営責任の明確化を行う。また、公社等の経営状況等の適切な把握や評価を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、公社等は、公認会計士等の専門家による定期的な監査の実施や積極的な情報公開により財務情報の信頼性を確保する。

【主な取組事項】

- ・ 適切な職務権限の付与や適正な財務事務の執行のための諸規定の整備
- ・ 事業継続計画（BCP）の整備
- ・ 適切な会計基準に基づく会計処理
- ・ 実効的な外部監査と公認会計士・税理士による定期的な指導
- ・ 組織内の業務監査体制の整備
- ・ 公社等のホームページで事業内容や財務情報に関する資料の情報公開

(2) コンプライアンスの強化

公社等は、公共サービスの担い手として県民からの信頼の下、事業を遂行する必要があることから、県民からの信頼を損なうような不祥事を防止し、健全な経営を図るため、コンプライアンスの徹底に努める。

【主な取組事項】

- ・ コンプライアンス規程や基本方針などコンプライアンスに関する規程の整備
- ・ コンプライアンス向上を図るためのマニュアルの作成と周知
- ・ 啓発等研修の実施

- ・ 公益通報者保護法に基づく公益通報窓口の設置
- ・ 「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用
- ・ 個人情報の適切な取扱い

第5 自己評価した取組の改善

公社等は、毎年度、自己の取組状況を評価するため、自ら経営を評価し、別に定める様式により、県に取組状況を報告するとともに、取組不十分な事項について、改善に取り組む。

第6 雑則

- 1 このガイドラインの実施に関して必要な事項は、別に定める。
- 2 今後、新たな課題に対応するため必要がある場合には、このガイドラインの内容についても必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。